

共済だより

令和4年4月発行 No.213



『越前古窯博物館』(越前町)

主 な 内 容

新しく組合員となられた皆様へ	2
令和4年度事業計画及び予算が成立	3
短期財源率は引き上げ!介護財源率は据え置き!	8
医療費の“負担割合”と“自己負担限度額”	9
特定健診のご案内をご自宅へお届けします	10
特定保健指導の実施率が低いと皆さんのお給料に影響します	11
被扶養者の異動手続きをお願いします	13
「被扶養者認定に係る取扱基準」を一部変更しました	15
令和4年度 年金額改定について	16
退職等年金給付に係る給付算定基礎額残高通知書を送付します	17
令和4年度 保健事業内容のお知らせ	18
リフレッシュ助成券を使って運動を始めませんか	20
貯金事業からのお知らせ	21
貸付事業からのお知らせ	22
家庭用常備薬を特価にて斡旋します!	23

福井県市町村職員共済組合

ご家族の皆さんと一緒にご覧ください。

新しく組合員となられた皆様へ

共済組合が皆様の生活をサポートします

地方公務員の共済制度は、相互救済によって組合員及びその家族が安心して生活を送れるようにするための制度です。市町等の職員となられた皆様は、その日から共済組合の組合員となり、共済組合から「組合員証(保険証)」が交付されます。

共済組合は皆様からの掛金等により運営されています

共済組合の事業運営資金は、組合員の皆様の給料・賞与からの「掛金」と地方公共団体からの「負担金」で賄われています。

事業運営資金は、医療給付や年金給付などの財源となっています。



共済組合はこんな事業をしています

短期給付事業

組合員とその被扶養者の病気・ケガ・出産・死亡・休業または災害などに対して、必要な給付を行っています。(担当：健康管理課)



長期給付事業

組合員の退職、障害または死亡に対して年金等の給付、年金相談などを行っています。(担当：年金課)



福祉事業

《保健事業》

組合員の健康保持、増進のため、人間ドックや各種健診の助成、家庭用常備薬等の斡旋、宿泊施設利用助成等を行っています。(P18 参照) (担当：健康管理課)

《貯金事業》

組合員からお預かりした貯金を安全第一に運用し、ご加入の皆様へその利息収入の還元を行っています。(P21 参照) (担当：総務企画課)

《貸付事業》

組合員の住宅取得、自動車等の物品購入や結婚等の資金の貸付けを行っています。(P22 参照) (担当：総務企画課)

《宿泊事業》

あわら温泉にございます、宿泊施設『越路』の運営を行っています。(担当：越路)



詳しい内容はホームページで
ご確認ください

URL : <http://www.fukui-kyosai.jp/>

第162回組合会

令和4年度事業計画 及び予算が成立



第162回組合会は2月22日に福井県自治会館で開催され、定款の一部変更(案)、令和4年度事業計画及び予算(案)等の4議案は、慎重な審議を経ていずれも原案どおり議決されました。

なお、今回の組合会で議決された事項は次のとおりです。予算(案)等の詳細については、後のページで説明させていただきます。



第162回組合会で議決された事項

- 議案第1号 職員就業規則の一部改正に係る専決処分について
- 議案第2号 保養所職員就業規則の一部改正に係る専決処分について
- 議案第3号 定款の一部変更(案)について
- 議案第4号 令和4年度事業計画及び予算(案)について

お問合せ先

総務企画課	0776-52-7300
健康管理課	0776-52-7301
年金課	0776-52-7303
越路	0776-77-3151

組合の状況

(令和4年2月28日現在)

組合員数	10,295人
(男)	5,273人
(女)	5,022人
任意継続組合員数	80人
被扶養者数	7,611人
平均標準報酬月額(短期)	349,936円
(厚年)	343,401円
(退年)	343,447円

令和4年度事業計画及び予算の概要

総括事項

1 地方公共団体等の数

市	町	一部事務組合等	計
9	8	23	40

2 組合員数・被扶養者数・標準報酬の月額・標準期末手当等の額(年度末)

(単位：人、円)

組合員種別	組合員数	被扶養者数	標準報酬の月額(平均)		標準期末手当等の額(平均)	
			長期	短期・福祉	長期	短期・福祉
一般組合員	9,166	5,929	335,621	341,282	1,268,721	1,269,876
うち特別職	35	22	620,857	675,714	2,498,686	2,570,400
短期組合員	3,370	576	—	151,800	—	164,514
市町村長組合員	17	19	650,000	851,176	2,768,000	3,199,000
特定消防組合員	1,117	1,601	357,009	357,009	1,422,360	1,422,360
長期組合員	5	—	458,000	492,000	1,813,400	1,813,400
市町村長長期組合員	0	—	0	0	0	0
小計	13,675	8,125	338,518	296,561	1,288,112	1,012,528
任意継続組合員	77	36	—	340,000	—	—
合計	13,752	8,161	338,518	296,804	1,288,112	1,012,528

※令和4年10月から一定の条件を満たした短時間勤務の非常勤職員(短期組合員)が3,370名加入する予定のため、組合員数は増加し、標準報酬の月額・標準期末手当等の額(平均)は減少する見込みです。

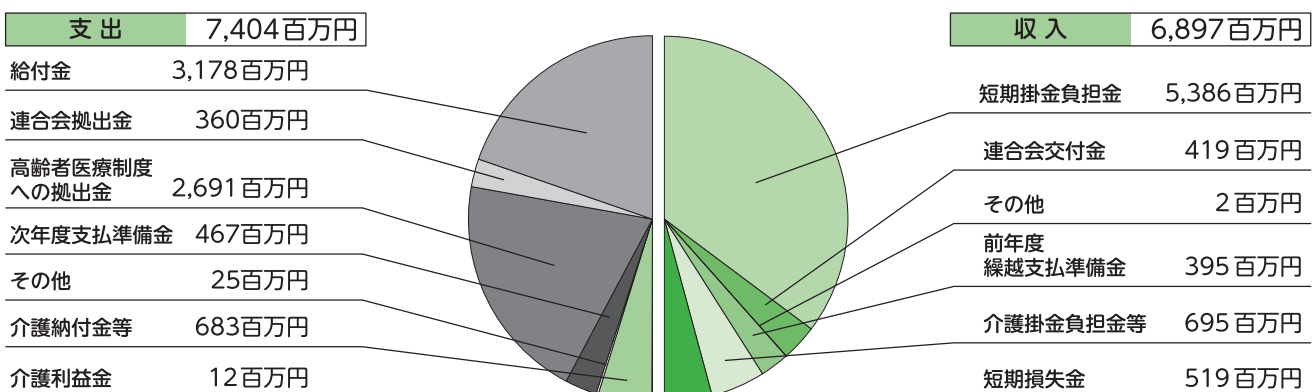
短期経理

この経理は、主に組合員及び被扶養者の医療給付や高齢者医療制度への拠出金等を支出します。また、介護保険制度に係る納付金もこの経理で賄っています。

主な収入は、組合員の皆様からの掛金や所属所からの負担金です。短期の支出においては、令和4年10月から短時間勤務の会計年度任用職員が資格取得する影響などから、医療費が増額し、従前の財源率では、収入が支出の増加に追いつかず、かなりの損失金が見込まれ、短期積立金も大幅に減少することから、やむを得ず短期財源率を4/1000(掛金2/1000・負担金2/1000)引き上げ、92/1000としました。それでもなお約5億1900万円の当期損失金が生じる見込みですが、積立金を取り崩して対応することとしました。

介護においては、介護納付金が増加したものの、当期利益金が1,200万円となることから財源率は据え置きとしました。

組合員の皆様には、今後も短期財政の安定的な運営のため、適正な受診、ジェネリック医薬品の積極的な利用、保健事業の有効的な活用により健康を維持していただくなど、医療費の抑制にご協力くださいますようお願いいたします。



厚生年金保険経理

一元化後の報酬比例部分等の給付に係る組合員保険料、負担金、基礎年金拠出金及び追加費用（2階部分）を全国連合会へ納付する経理です。

令和4年度は、組合員保険料49億1,400万円、負担金 76億6,565万円を、そのまま払込金として全国連合会へ支出します。

退職等年金経理

一元化に伴い廃止となった旧職域年金相当部分に代わる新たな制度として発足した退職等年金給付に係る掛金、負担金を全国連合会へ納付する経理です。

また、この経理の掛金、負担金には、一元化後に決定される公務上障害給付、公務上遺族給付に係る費用が含まれています。

令和4年度は、掛金、負担金合わせて8億791万円をそのまま全国連合会へ支出します。

経過的長期経理

一元化前に決定された公務上障害給付、公務上遺族給付に係る費用負担と追加費用（3階部分）等を全国連合会へ納付する経理です。地方公共団体の負担金のみで組合員の掛金はありません。

令和4年度は、負担金5,816万円をそのまま払込金として全国連合会へ支出します。

退職等年金預託金管理経理

平成30年度に全国連合会の退職等年金経理の余裕金の預託を受け、貸付経理への貸付を行うための退職等年金預託金管理経理が新設されました。

令和4年度は、預託金により発生する支払利息285万円を見込んでおり、全額を全国連合会へ支出します。

経過的長期預託金管理経理

令和元年度から、貸付経理への貸付金はすべて退職等年金預託金管理経理で受け入れることとなり、令和元年8月より、経過的長期預託金管理経理で縁故地方債のみ引き受けています。

地方公共団体の発行する債券の償還は全て終了しており、新規の縁故地方債の受け入れも見込めないことから、資産・負債すべて0円と見込んでいます。

業務経理

この経理は、主に短期給付や長期給付等の事業を行うために必要な人件費及び事務費等を負担します。

主な収入は、地方公共団体からの負担金(組合員1人当たり年額11,630円)、短期経理からの繰入金(組合員1人当たり年額2,200円)及び全国連合会からの交付金(組合員1人当たり年額4,434円)です。

支出要因である全国連合会への分担金等は昨年と同程度となっていますが、組合員1人当たりの負担金等の年額が昨年度より減少しています。

今後も引き続き経費削減に努めてまいります。

収支見込 (単位：千円)

収 入	負 担 金	120,056
	連 合 会 交 付 金	51,035
	短期経理より繰入	22,746
	そ の 他	343
	計	194,180
支 出	役 員 報 酬	230
	職 員 給 与	81,701
	旅 費	2,066
	事 務 費	10,875
	委 託 費	2,349
	賃 借 料	10,776
	普 及 費	3,200
	負 担 金	13,575
	連 合 会 分 担 金	5,648
	事務費負担金払込金	53,474
	そ の 他	877
		計
差 引 今 年 度 損 益 金		9,409

保健経理

この経理は、短期給付の補完的役割として医療費増高対策に関連する事業を行う経理です。

第2期データヘルス計画中間評価に基づき、令和3年10月に開催された「福祉事業部会」において、健康管理事業として人間ドックの利用助成、定期健診付加検査助成、保健衛生講座助成等事業の見直しが行われました。

また、2,000万円を宿泊経理に繰り入れます。

保健事業の内容は、18ページの「令和4年度保健事業内容のお知らせ」をご覧ください。

収支見込 (単位：千円)

収 入	掛 金 ・ 負 担 金	248,261	
	そ の 他	3,515	
	計	251,776	
支 出	厚生費	保健・講座・広報関係	135,178
		保 養 関 係	43,616
		そ の 他	886
		厚 生 費 計	179,680
	特定健診・特定保健指導	24,253	
	職 員 給 与 ・ 事 務 費 等	23,042	
	宿 泊 経 理 へ 繰 入	20,000	
	計	246,975	
差 引 今 年 度 損 益 金		4,801	

宿泊経理

この経理では、組合員とご家族の保健、保養を目的とした施設「越路」を運営しています。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による利用客の減少が予想されることと、アフターコロナを見据えた施設づくりのための大規模な修繕工事を予定していることから、大幅な赤字を見込むこととなりますが、これまでに積立ててまいりました欠損金補てん積立金及び改良積立金を取崩して対応いたします。

このコロナ禍でも安心して当館をご利用いただけるよう、予約数制限、夕食の個別化、検温・消毒器の設置等、コロナ対策には細心の注意を払ってまいりますので、今後とも変わらぬご愛顧のほどお願い申し上げます。

令和4年度の営業予定日、ご利用料金等は折り込みのチラシをご覧ください。

収支見込 (単位：千円)

収 入	施 設 収 入	152,902
	商 品 売 上	4,286
	保健経理より繰入	20,000
	そ の 他	4,161
	計	181,349
支 出	職 員 給 与	67,589
	商 品 仕 入	3,246
	事業用消耗品費	7,500
	飲 食 材 料 費	30,094
	賃 金	16,150
	光熱水料・燃料費	24,240
	負 担 金	18,231
	減 価 償 却 費	27,754
	そ の 他	67,372
	計	262,176
差 引 今 年 度 損 益 金		△80,827

貯金経理

組合員の皆様からお預かりした資金を運用し、皆様の財産作りを支援する事業を行う経理です。令和4年度の組合員貯金利率は、前年度に引き続き**年0.8%**を維持します。

現在、金融市場は厳しい環境にありますが、本年度においても、資金運用は法令の定めに基づき、信用力(格付)の高い債券等で安定的かつ効率的な運用に努めていきます。

項 目	事 業 計 画 額
貯 金 額	45,535,119 千円
貯 金 者 数	10,589 人
貯金者1人当たり貯金額	4,300 千円
組 合 員 加 入 率	77.0%
組 合 員 貯 金 利 率	年利 0.8%

貸付経理

住宅の新築・改修資金、自動車等の物品の購入資金、冠婚葬祭やお子様の入学・修学のための資金など、組合員の皆様の必要な資金の貸付けを行います。

貸付利率は、平成30年1月1日から、地方公務員等共済組合連合会が定める退職等年金給付の算定の基礎となる基準利率の区分に応じて、総務大臣が定める率とされました。

令和3年10月から令和4年9月まで適用される基準利率は0.00%であり、貸付利率は貸付利率一覧表のとおりとなります。

■事業計画 (単位：千円)

貸付種類	事業計画額	事業計画件数
普通貸付	199,482	157 件
住宅貸付等	179,820	77 件
特別貸付 (結婚・入学・修学等)	162,259	142 件
合 計	541,561	376 件

■貸付利率一覧表

貸 付 種 類	年 利
普通・住宅・特別貸付	1.26%
災 害 貸 付	0.93%
在宅介護対応住宅貸付	1.00%

短期財源率は引き上げ! 介護財源率は据え置き!

4月から ... **4 / 1000** の引き上げ



令和4年度 短期・介護財源率

区分	掛金		負担金	
	短期	介護	短期	介護
組合員	46.00	8.75	46.00	8.75
75歳以上の組合員	2.35		2.35	

※単位：‰
介護は、40歳以上65歳未満の組合員に適用

短期財政については、令和4年10月から短時間勤務の会計年度任用職員が資格取得する影響などから、医療費が増額し、従前の財源率では、収入が支出の増加に追いつかず、かなりの損失金が見込まれ、短期積立金も大幅に減少することから、やむを得ず短期財源率を引き上げることとしました。

また、介護財源率については、介護納付金が増額したものの、約1,200万円の利益金ができることから、据え置くこととしました。今後も組合員一人お一人が健康維持増進にご留意いただき、医療費の抑制にご協力くださいますようよろしくお願いいたします。

令和4年度 任意継続掛金について

任意継続掛金は、「退職時の標準報酬の月額」と「上限となる標準報酬の月額(令和4年度は360,000円)」を比較し、いずれか低い額に短期分及び介護分の掛金率を乗じて算出します。

なお、令和4年4月からの任意継続掛金の最高限度額(月額)は次のとおりとなります。

任意継続掛金
最高限度額
(月額)

<短期分> 33,120円 (360,000円×92/1000)
<介護分> 6,300円 (360,000円×17.5/1000)

<合計> 39,420円

(注) 40歳未満及び65歳以上の方は短期分のみ納付となります。

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

マイナンバーカードを健康保険証として使用するためには、カード保有者自身がマイナポータルを介して登録を行う必要があります。

オンライン資格確認を導入している医療機関等※の受付でマイナンバーカードをカードリーダーにかざせば、よりスムーズに医療保険の資格確認ができ、待ち時間を短縮できます。

なお、上記の登録をした方も、組合員資格の取得・喪失、被扶養者の認定・取消等の申告は必要となりますので、引き続き速やかなお手続きをお願いします。

※オンライン資格確認を導入している医療機関等は、厚生労働省ホームページでご確認いただけます。



医療機関等の窓口でマイナンバーカードを預かる、マイナンバー(12桁の数字)を控えることはありませんのでマイナンバーカードの取扱いにご注意ください。

<お問合せ先 健康管理課>

医療費の“負担割合”と“自己負担限度額”

◎ 負担割合

組合員証等を使用して医療機関や薬局で受診・調剤された際、医療費(保険診療分)に対し会計窓口で支払う一部負担金(組合員)・自己負担金(被扶養者)の負担割合は次のとおりです。

	組合員・被扶養者の負担割合 (一部負担金) (自己負担金)	共済組合の負担割合
組合員	医療費の3割	医療費の7割
被扶養者	医療費の3割 (小学校就学前 2割)	医療費の7割 (小学校就学前 8割)
高齢受給者(70~74歳)の組合員及び被扶養者	医療費の2割 (現役並み所得者※1) 3割	医療費の8割 (現役並み所得者 7割)

※1 「現役並み所得者」とは、標準報酬の月額が280,000円以上の組合員及びその被扶養者をいいます。



◎ 高額療養費制度の自己負担限度額

上記により負担する一部負担金や自己負担金(以下、負担額といいます。)にも、年齢や組合員の所得に応じて自己負担限度額が設けられており、負担額が自己負担限度額を上回った場合には、**その差額が高額療養費**として共済組合より支給されます。

70歳未満の人	自己負担限度額	多数該当※2
ア 標準報酬の月額 830,000円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ 標準報酬の月額 530,000円以上 790,000円以下	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ 標準報酬の月額 280,000円以上 500,000円以下	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ 標準報酬の月額 260,000円以下	57,600円	44,400円
オ 低所得者 (市町村民税非課税※3)	35,400円	24,600円

※2 「多数該当」の額とは、過去12か月間に3回以上高額療養費の支給を受け、4回目以降の高額療養費の支給に該当した場合の自己負担限度額です。

※3 「区分ア」又は「区分イ」に該当する場合、市町村民税が非課税であっても「区分ア」又は「区分イ」の適用となります。

70歳以上の人	自己負担限度額	
	外来のみ(個人ごと)	外来 + 入院 (世帯単位※4)
標準報酬の月額 830,000円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% (多数該当 140,100円)	
標準報酬の月額 530,000円以上 790,000円以下	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% (多数該当 93,000円)	
標準報酬の月額 280,000円以上 500,000円以下	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (多数該当 44,400円)	
一般所得者	18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円(多数該当 44,400円)
低所得者(市町村民税非課税※5)	8,000円	24,600円 又は 15,000円

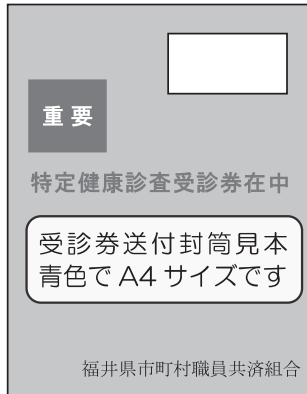
※4 「世帯単位」とは、共済組合にあっては、組合員とその被扶養者で構成される、医療保険上の世帯をいいます。

※5 70歳以上の現役並み所得者(標準報酬の月額280,000円以上の組合員及びその被扶養者)の市町村民税が非課税であっても低所得者には該当しません。

<お問合せ先 健康管理課>

40歳以上74歳以下の被扶養者、任意継続組合員の皆様へ

特定健診のご案内をご自宅へお届けします



特定健診受診方法 ～どちらかを選んで受診してください～

方法1

共済組合指定の病院に電話で予約して受診。
「特定健康診査を受診したい。」とお伝えください。



方法2

お住まいの市町が行う集団健診を受診。
日程や予約等は、必ずお住まいの市町にご確認ください。

※ 特定健診の詳細につきましては、青色封筒同封の『令和4年度 特定健康診査のご案内』をご覧ください。

約8,000円の健診費用を、共済組合が全額負担いたしますので、『**無料**』で特定健診を受診していただけます！

10月末までに特定健診を受診して申込書を提出、または健診結果および申込書を提出いただいた方限定！
県内ショッピングセンター等で使える、お得なクーポン券をプレゼント！

共済組合の助成を受けずに、人間ドックやお勤め先等での健診を受診した方限定！
お勤め先等での健診結果を送付いただくと、粗品をプレゼント！

※ クーポン券および粗品の進呈には条件がありますので、詳細は青色封筒同封のご案内をご覧ください。



特定健診(健康診断)を毎年受けて 生活習慣病の予防・早期発見を！

特定健診とは、こんな健診です！

生活習慣病といわれる糖尿病や高血圧症、脂質異常症等に着目した健康診断のことです。
自覚症状が少なくいつの間にか進行する生活習慣病を、**早期に発見**することができます。
病気は早期発見・早期治療が大切なので、健診を受けて毎年結果を確認しましょう。

生活習慣病は自覚症状が少ないため、気づかないうちに、重症化しているかも…。重症化すると、治療に時間もお金もかかるから毎年健診で異常がないか確認することが大切なんだね！



※ 在職中の組合員の方は、所属所が行う定期健康診断や人間ドックを受診することにより、特定健診を受診したものとみなされます。

<お問合せ先 健康管理課>

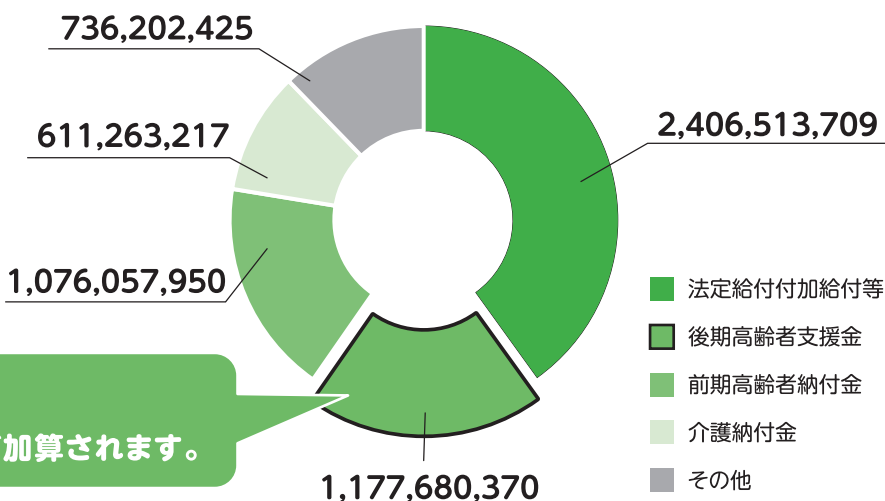
特定保健指導等の実施率が低いと 皆さんのお給料に影響します

国が、特定健康診査・保健指導の実施率に目標値を定めており、実施率が低いと共済組合が支払う「後期高齢者支援金」に**最大10%のペナルティが加算**されます。

その場合、加算分を補うため、組合員の皆様のお給料から毎月いただいている短期掛金を引き上げざるを得ない状況となります。

令和2年度 短期経理支出 **6,007,717,671円**

将来の医療費・組合員全体の掛金抑制のため、そして何よりもご自身の健康のために特定保健指導の通知が届いた方はぜひ特定保健指導を最後まで受けていただきますようお願い申し上げます。



この金額の最大10%
(1億1,776万円)が加算されます。

特定保健指導の委託先を新たに追加しました

令和4年4月より、「株式会社リンクアンドコミュニケーション」を特定保健指導の委託先に追加しました。**「カロママ+ (カロママプラス)」**というアプリを用いてAIと管理栄養士のハイブリッドで特定保健指導を行います。

アプリ内での入力に対して、AIが即座にコメントを返してくれるのでモチベーションUP！
対象の方には所属所を通じてご案内いたします。

あなたの健康をはかってみよう！

健康計測機器の正しいはかり方、健康アドバイスをまとめたハンドブック

健康づくりに役立つ計測機器（体重計・体温計等）の正しい測り方をご存じですか？

下記のQRコードからハンドブックがご覧いただけます。

ぜひ、自分のからだの状態をチェックして改善ポイントを発見してください。



作成：一般社団法人日本計量機器工業連合会
〈お問合せ先 健康管理課〉

出産された方・育児休業された方 さらに 育児中のお父さんも…! 忘れずに申請してください!!

～～ 共済組合に申し出ることにより標準報酬月額が改定されます ～～



育児休業等終了時改定

育児休業を終了した組合員が、休業終了日において当該休業に係る3歳に満たない子を養育している場合、休業終了日の翌日が属する月以後3か月間の平均報酬額に基づく標準報酬の等級が、現在の等級と比べて**1等級以上の差がある時**、申し出により標準報酬月額を改定することができます。

職場復帰後に「育児短時間勤務」や「育児部分休業」を取得して報酬が低下したときはもちろん、時間外勤務手当や通勤手当の減少などの理由で報酬が低下したときも対象となります。

また、復職に伴う昇給等により報酬が増加した場合も改定の対象となります。

産前産後休業終了時改定

産前産後休業を終了した組合員が、休業終了日において当該休業に係る子を養育している場合、休業終了日の翌日が属する月以後3か月間の平均報酬額に基づく標準報酬の等級が、現在の等級と比べて**1等級以上の差がある時**、申し出により標準報酬月額を改定することができます。(ただし、引き続き「育児休業」を取得した場合を除きます。)

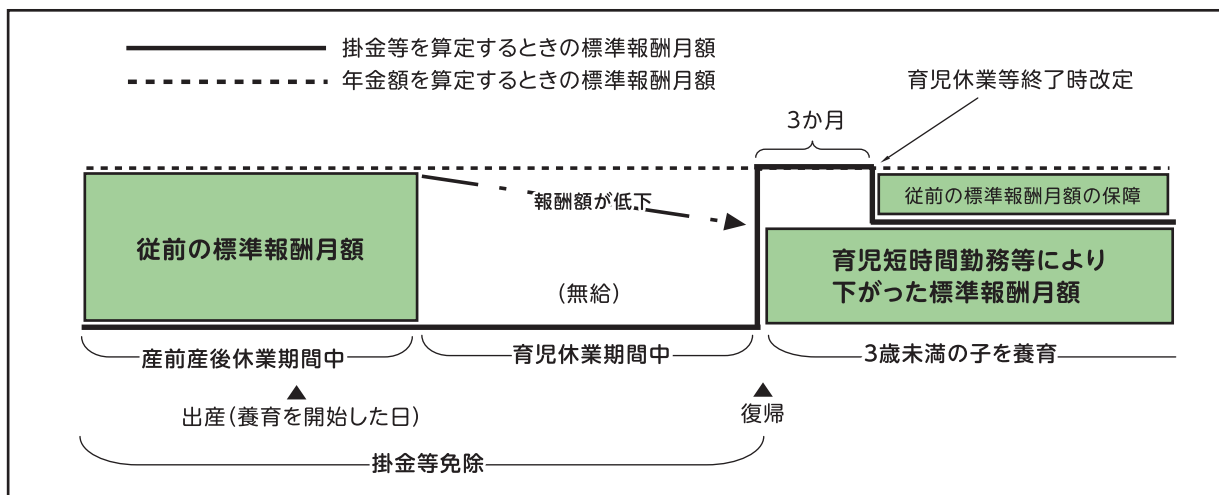
改定の対象は、育児休業等終了時改定と同様です。

3歳に満たない子を養育している期間の特例（養育特例）

3歳に満たない子を養育している組合員(父母どちらも対象)の標準報酬月額が、上記2つの改定などにより、養育を開始した日以前の標準報酬月額(従前の標準報酬月額)を下回る場合、共済組合に申し出ることにより、将来、厚生年金保険給付や退職等年金給付の額を計算する際に、従前の標準報酬月額で計算されます。(「育児短時間勤務」などにより、標準報酬月額が低額になることで将来の年金給付に影響が出るのを避けるための特例措置ですが、**養育している期間中であれば、標準報酬月額が下がる理由を問わず、特例が適用されます。**)

ただし、掛金等については実際の標準報酬月額に対して徴収されることから、短期給付については、実際の標準報酬月額を基に算定されます。

★ 養育特例のイメージ



※ 上記いずれも、組合員の方からの申出書の提出が必要になります。

各種手続きにつきましては、各所属所の共済組合事務担当課または共済組合健康管理課までお問い合わせください。

<お問合せ先 健康管理課>

被扶養者の異動手続きをお願いします

春は、卒業・進学・就職・退職の時期です。

被扶養者に次のような異動などがあつたときは、手続きが必要になります。

被扶養者認定更新が必要な方、新たに認定依頼をされる方や認定取消が必要となる方は手続きをお願いします。

手続きの詳細は、所属所の共済組合事務担当課または共済組合健康管理課までお問い合わせください。

取消手続きが必要となる方



就職した方



年間収入が認定基準額を超える方
又は超える見込みとなった方

更新手続きが必要となる方

(平成15年4月2日から
平成16年4月1日に誕生
された方)



令和3年度中に18歳に
到達された方

組合員被扶養者証
有効期限
令和4年3月31日

「組合員被扶養者証」に記載されて
いる有効期限が到来した方

※発行日によって「平成」表記となっている
場合もありますのでご注意ください。

被扶養者認定について

●稼働できる状態にある方は、原則、被扶養者認定の対象となりません。

原則18歳以上60歳未満の稼働できる状態にある方(健康で働ける状態にある方)については、社会通念上、社会人としての責任において自立する又は自立に向けて準備しなければならないと考えられています。

したがって、被扶養者認定基準である年間収入130万円未満(障害を事由とする年金受給者にあつては180万円未満)であることだけでなく、「組合員が扶養しなければならない事情」及び「生計を維持している事実」を具体的に調査確認のうえ扶養状態にあると共済組合が認めた場合に限り、被扶養者として認定しています。

●稼働できる状態にない方は、被扶養者認定の対象となります。

○病気やケガにより就労できない方等(学生の方が休学された場合は、更新手続きが必要です。)

○学校教育法第1条に規定する学校の学生である方等

ただし、定時制・通信制・夜間課程の学生や各種資格取得講座等の受講生については、就業者を対象とした学校等であることから、稼働できる状態にある方として扱います。

なお、稼働できる状態にない方でも、年間収入が130万円以上(障害を事由とする年金受給者にあつては180万円以上)ある場合には被扶養者認定ができません。

被扶養者認定基準における年間収入とは

被扶養者認定における年間収入とは、所得税法による暦年所得ではなく、被扶養者認定を受けようとする時点から先1年間の恒常的収入(パート等の給与収入・年金収入・事業収入等)の総額をいいます。(一時的な収入は含みません。)

取消の手続きは速やかに行いましょう!

- ・被扶養者の取消手続きについては、事実が発生しましたら速やかに手続きしてください。
- ・被扶養者認定の取消手続きが遅れた場合は、取消事実が発生した日まで遡って取消となり、その間に医療機関等で受診した医療費の保険診療分については返還していただくことになります。
- ・被扶養者の更新又は取消手続きの際は、「組合員被扶養者証」を必ず返還してください。

<お問合せ先 健康管理課>

任意継続組合員の資格を取得された方へ ～被扶養者資格の取消・更新手続きが必要な場合があります～

在職中にご家族が被扶養者として認定されていた組合員の方が、任意継続組合員の資格を取得されたことにより、主たる生計維持者の変更、生計状況の変更等が生じた場合は被扶養者資格の取消・更新手続きが必要となります。

- 例：①在職中は子供が組合員の被扶養者として認定されており、配偶者が健康保険加入で勤務している場合（主たる生計維持者の変更）
②任意継続組合員本人は退職により無職・無収入となったが、被扶養者として認定していた子供にアルバイト収入がある場合（生計状況の変更）など

上記事例はごく一部の事例であり、実際には個々の状況によって手続きが異なりますので、詳しくは共済組合までお問い合わせください。

年金の受給開始・増額の際は、 更新または取消の手続きが必要です。

60歳以上であれば、公的年金を受け取ることが可能です。ねんきん定期便などにより、被扶養者の支給開始年齢の把握をお願いいたします。65歳前の特別支給の老齢厚生年金（退職共済年金）や65歳からの老齢基礎年金の受給を開始された際は、年金証書や年金支払通知書の写しを添付し、速やかに更新または取消の手続きを行ってください。また、個人年金や年金生活者支援給付金も恒常的収入に含みますので受給を開始された際はお手続きをお願いいたします。

なお、現在受給中で共済組合に報告をしていない場合は、所属所担当課を通じて早急に更新または取消の手続きを行ってください。

また、被扶養者の父母のいずれか一方が年金受給開始・増額された場合でも、父母の収入合計が認定の判断基準となるため、その配偶者（被扶養者でない場合を含む）の収入状況についてもご確認ください。

資格喪失後等の組合員証・組合員被扶養者証は 速やかに返還してください

組合員が退職し組合員の資格を喪失された場合や、被扶養者として認定されている方が、就職などにより被扶養者の資格を喪失された場合には、速やかに「組合員証・組合員被扶養者証」を返還してください。

また、被扶養者の認定更新をされた方についても、更新前の「組合員被扶養者証」を速やかに返還してください。

資格喪失後の組合員証・組合員被扶養者証の取扱いには特に注意が必要です

注意その1

資格喪失後も組合員証・組合員被扶養者証を返還せずに、病院などで使用し受診してしまった場合には、共済組合が医療機関に支払った医療費分を、全額返還していただくことになりますので、十分に注意してください。

注意その2

資格喪失後に病院などで受診することになった場合には、新たに加入した健康保険（全国健康保険協会、国民健康保険等）の保険証を病院の窓口で提示し、「保険証の変更」を申し出てください。

注意その3

新たに加入する健康保険（全国健康保険協会、国民健康保険等）の保険証が交付されるまでの間に病院などで受診することになった場合には、病院などの窓口で「保険証の変更手続き中」であることを申し出て、指示に従ってください。

<お問合せ先 健康管理課>

「被扶養者認定に係る取扱基準」を一部変更しました

共済組合では被扶養者の認定に当たり、「被扶養者認定に係る取扱基準」に基づいて事務を行っています。しかしながら、社会情勢や価値観の多様化により、現在の「被扶養者認定に係る取扱基準」に明確な記載がないことにより判断が難しい事例が増加していることから、被扶養者の公正かつ適正な認定及び資格管理を推進するため、「被扶養者認定に係る取扱基準」の内容を一部変更しました。

変更後の基準は令和4年4月1日より施行しておりますが、今号では変更点のみをお知らせします。また、[当組合ホームページにも「被扶養者認定に係る取扱基準」を掲載していますのであわせてご覧ください。](#)

〈変更点〉

- ① 被扶養者の範囲は、組合員の3親等内の親族であって、扶養手当の有無に関わらず、主として組合員の収入により生計を維持している者で取扱基準に規定する者とします。
- ② 組合員が育児休業等を取得している場合、当該休業期間中は、被扶養者の地位安定の観点から特例的に被扶養者を異動しないこととされていることから、休業期間中配偶者に扶養手当等が支給されている場合でも、被扶養者の資格を取り消さないこととします。
- ③ 公的年金繰下げ待機期間中の者(未請求者を含む。)で、65歳時点で本来受給するはずであった年金を含む収入額が基準の180万円を超えている者は被扶養者として認定しないこととします。
- ④ 組合員の世帯において、組合員が主たる生計維持者でない場合、組合員の別居の両親は被扶養者として認定しないこととします。
- ⑤ 認定対象者が組合員と同一世帯に属する場合は、認定対象者の年間収入が130万円未満(60歳以上の公的年金受給者又は障害を支給事由とする年金受給者は180万円未満。)であって、かつ、組合員の年間収入の2分の1未満である場合は、原則として被扶養者に該当するものとしています。ただし、認定対象者が、組合員の配偶者や18歳未満の子、学生等(第4条(5)に規定する者)は、組合員の年間収入の2分の1以上であった場合でも、実際の扶養事実を確認し、判断するものとしています。
- ⑥ 年金受給開始により基準額を超過するときの「要件を欠くに至った日」は、これまで「年金証書の交付日」としていましたが、今後は「受給権発生月(繰下げの申出月)の翌月1日」とします。
- ⑦ 年金額の改定等により基準額を超過するときの「要件を欠くに至った日」は、これまで「当該年金等に係る裁定通知書又は改定通知書の交付日」としていましたが、今後は「当該年金等に係る改定月の初日」とします。

<お問合せ先 健康管理課>

不審な電話にご注意を!

最近、共済組合の名をかたったり、共済組合からの紹介又は関連を装う不審な電話が増えていきます。

皆様の職場に電話がかかってきて、電話口に呼び出される事例や、直接面会を求めてくる事例も報告されています。

〈電話での語り口の例〉

- 「共済組合から業務委託を受けており、不動産(マンション等)投資の案内をしています。」
- 「共済組合からのご案内で、個人年金を勧めています。」
- 「法改正により年金制度が大きく変わり、本来もらえるはずの年金が〇〇万円ほど減額になるため直接ご説明をしたいのですが。」

いずれのケースも、福井県市町村職員共済組合とは全く関係がございません。

万が一にもトラブルに巻き込まれたりすることのないよう、十分に注意してください。

<お問合せ先 総務企画課>

令和4年度 年金額改定について

～ 年金額は昨年度から0.4%のマイナス改定 ～

総務省から「令和3年平均の全国消費者物価指数」が公表されました。

令和4年度の年金額の改定は、名目手取り賃金変動率(▲0.4%)が物価変動率(▲0.2%)を下回るため、法律の規定により、名目手取り賃金変動率を用いた改定が行われます。

また、物価や賃金による改定率がマイナスの場合には、マクロ経済スライドによる調整は行わないこととされているため、令和4年度の年金額改定においてはマクロ経済スライドによる調整は行われません。

なお、マクロ経済スライドの未調整分(▲0.3%)は翌年度以降に繰り越されます。



〈令和4年度の参考指標〉

物価変動率	▲ 0.2 %	(A)
名目手取り賃金変動率	▲ 0.4 %	(B)
(A)>(B)であるため、(B)により改定	▲ 0.4 %	改定率
マクロ経済スライドによるスライド調整率(未調整)	▲ 0.3 %	繰越し

年金制度の改正について

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が、令和2年6月5日に公布されました。令和4年4月1日施行の年金制度の改正については、下記の通りとなります。

○ 65歳未満の在職老齢年金制度について、支給停止の基準額が緩和

令和4年3月までの在職老齢年金制度の支給停止の基準額は、65歳未満の場合は28万円、65歳以上の場合は47万円となっていました。65歳未満も65歳以上と同じ47万円に緩和されます。

○ 在職定時改定

65歳以上の年金受給者で在職中の方については、毎年10月に年金額の改定が行われます。

○ 繰下げ受給の上限年齢が拡大

令和4年3月までは繰下げ受給の上限年齢が70歳となっていました。高齢期の就労の拡大等を踏まえ、上限年齢が75歳に見直されます。なお、75歳までの繰下げは、令和4年4月1日以降に70歳に到達する方が対象となります。

○ 繰上げ受給の減額率が緩和

繰上げ受給した場合の減額率について、1月あたり0.5%から0.4%に緩和されます。なお、繰上げ減額率0.4%は、令和4年4月1日以降に60歳に到達する方が対象となります。

〈お問合せ先 年金課〉



『越前古窯博物館』(越前町)

日本六古窯の一つとして、日本遺産にも認定されている越前焼。越前陶芸村にある福井県の越前古窯博物館は、越前焼研究の第一人者であり、越前焼の名付け親の一人である水野九右衛門氏が収集した資料を公開する越前焼の研究拠点です。平安時代から現代に至るまでの越前焼の貴重な資料(国登録有形文化財「福井県陶磁器資料(水野九右衛門コレクション)」)を展示する「資料館」、福井の古民家を移築した、多目的のコミュニティスペースとしても活用できる「旧水野九右衛門家住宅」、茶会などに利用できる本格的な茶室「天心堂」・「天心庵」から構成された、様々な場面で活用できる施設です。

退職等年金給付に係る給付算定基礎額残高通知書を送付します

令和3年4月から令和4年3月までの 「給付算定基礎額」に関する情報をお知らせします

この退職等年金給付(年金払い退職給付)制度は、国民年金・厚生年金といった公的年金とは異なり、将来自分が年金を受給する際に必要な原資を、あらかじめ労使折半による保険料で積み立てる「積立方式」による給付になります。

この原資となる額を「給付算定基礎額」といい、この額を基に退職等年金給付を受給することになります。

「給付算定基礎額残高通知書」では、前年度に積み立てた給付算定基礎額等に関する各情報をお知らせします。通知書は圧着ハガキ形式で5月下旬頃(予定)に全国市町村職員共済組合連合会から自宅宛郵送させていただきます。

その他、給付算定基礎額残高通知書に係る詳細につきましては、全国市町村職員共済組合連合会のホームページをご覧ください。

全国市町村職員共済組合連合会
<http://www.shichousonren.or.jp/>

【給付算定基礎額残高通知書に表示されている各項目の見方】

給付算定基礎額残高通知書					
(3年4月～4年3月)					
〇〇 〇〇 様 (8625000000000) 単位:円					
(入金)期月	標準報酬月額	付与額	利息	給付算定基礎額残高	
前年度末	①	②	③	④	150 899
4月	410 000	6 150	0		157 049
5月	410 000	6 150	0		163 199
6月	1 247 000	18 705	0		181 904
7月	410 000	6 150	0		188 054
8月	410 000	6 150	0		194 204
9月	410 000	6 150	0		200 354
10月	410 000	6 150	0		206 504
11月	410 000	6 150	0		212 654
12月	1 339 000	20 085	0		232 739
1月	410 000	6 150	0		238 889
2月	410 000	6 150	0		245 039
3月	410 000	6 150	0		251 189
※「標準報酬月額」には同月に受けた期末手当等の額を含みます。					
		給付算定基礎額残高	有期退職年金算定基礎額	終身退職年金算定基礎額	
⑤	前 回 通 知	150 899			
⑥	付 与 額 累 計	100 290			
⑦	利 息 額	0			
⑧	今 回 通 知	251 189			
	給付算定基礎額等合計	251 189			
⑨	年 金 払 い 退 職 給 付 加 入 期 間	5年 6月			
⑩	付 与 率	令和3年4月～令和4年3月		1.500 %	
				%	
⑪	基 準 利 率 (年 率)	令和3年4月～令和3年9月		0.000 %	
		令和3年10月～令和4年3月		0.000 %	
				%	
基礎年金番号 1234567890 作成日 令和4年4月XX日					

①標準報酬月額

付与額の基礎となる標準報酬の額です。期末手当等を受けている月は、期末手当等の額が合算されています。

②付与額

標準報酬月額に付与率を乗じた額です。

③利息

前月までの給付算定基礎額残高と当月の付与額に基準利率(1か月単位に換算した率)を乗じた額です。

④給付算定基礎額残高

付与額及び利息の合計額です。

⑤前回通知

令和3年3月までの給付算定基礎額等の合計です。

⑥付与額累計

各月の付与額を累計した額です。

⑦利息額

各月の利息を累計した額です。

⑧今回通知

令和4年3月末における付与額と利息を累計した額です。

⑨年金払い退職給付加入期間

平成27年10月以後の組合員期間の年数です。

⑩付与率(掛金率・負担金率の合計)

付与額を算定するために標準報酬月額に乘じる率です。

⑪基準利率

利息を求めるための率です。

* 上記通知書にお示した数値及びレイアウトは、あくまでも説明のための例であり、実際と異なる場合がございます。

<お問合せ先 年金課>

令和4年度 保健事業内容のお知らせ

組合員の皆様の健康の保持増進のため、各種検診の助成や元気回復のための各種施設の利用助成、また健康管理研修会などの開催等により、健康な生活を送っていただくことを目的に保健事業を行っています。

令和4年度は事業の一部見直しを行い、継続的に事業を行います。なお、見直しの要点については、当組合ホームページをご確認ください。

【保健事業の概要】

特定健康診査	40歳以上74歳以下の被扶養者および任意継続組合員を対象に、特定健康診査の費用を負担します。	
特定保健指導	組合員が受診する定期健康診断・人間ドックおよび上記健康診査において、その検査結果により、当組合が厚生労働省の基準に基づき選出した者を対象に、保健指導を行いその費用を負担します。	
保健関係		
人間ドック利用助成	共済組合指定年齢者を優先に、所属所を通して申し込まれた人間ドック費用を助成します。 (指定年齢者は年度中に37,40,45,50,55,60歳に達する組合員)	
がん検診助成・婦人科検診助成	所属所が、がん検診・婦人科検診を行った場合、その費用を助成します。	
定期健診付加検査助成	所属所が行う法定健康診断に併せ、指定項目を付加した場合にその費用を助成します。	
予防健診助成	35歳以上の短期組合員を対象に健診費用を助成します。	
歯科健診助成	共済組合指定年齢者が福井県歯科医師会の協力歯科医院で歯科健診を受診した場合、その費用を助成します。(指定年齢は年度中に27,33,36,45,55歳に達する組合員)	
リフレッシュ施設利用助成	契約施設(ゴルフ練習場・ボーリング場・バッティングセンター・スポーツ施設・アイススケート場・スキーリフト等)を利用した場合、組合員1人あたり2,000円限度で助成します。	
家庭用常備薬等幹旋	家庭用常備薬等の幹旋を行います。	
こころの健康カウンセリング	電話または面談によるカウンセリングを行います。継続カウンセリングは年間5回まで無料です。	
保養関係		
保養所利用助成	直営保養所	直営保養所「越路」を利用した場合、大人4,000円(嶺南所 5,000円)を助成します。 ただし、繁忙期・年末年始の宿泊については、大人3,500円(嶺南所 4,500円)の助成とします。 幼児は大人の2000円引き 小学生以上は大人料金 繁忙期についてはHPまたは折込の令和4年度越路利用期別カレンダーをご確認ください。 ※国や県が行う助成事業等を利用される場合は、助成券金額は半額の扱いとなります。 その場合、幼児は大人料金の1,000円引きとなります。
	協定保養所	協定保養所を利用した場合、1,500円を助成します。
長期勤続者宿泊優待	組合員期間25年以上の方が退職、または在職死亡した場合、直営保養所「越路」に宿泊優待いたします。 (組合員+1名様または遺族+1名様)	
広報関係		
医療費通知	自己医療費および診療事実チェックのため、医療費通知を送付します。	
ジェネリック医薬品差額通知	慢性疾患者を対象にジェネリック医薬品の差額通知を送付します。	
重症化予防受診勧奨通知	健診の結果、基準値以上で高リスクの組合員・被扶養者を対象に受診勧奨を行います。	
セミナー関係		
保健衛生講座助成	所属所が保健衛生講座を開催した場合に、講師料を年度間30,000円を限度に助成します。	
健康管理担当者研修会	健康管理担当者を対象とした研修を行います。	
ライフプランセミナー	組合員を対象にセミナーを開催します。	
レセプト点検・審査	全レセプトについて、専門機関において内容を審査します。	
公務災害・第三者行為求償	外傷の原因が、公務災害および第三者行為ではないか調査を行います。	

<お問合せ先 健康管理課>

こころの健康カウンセリング



人間関係や生活のこと、仕事のことなど誰かに相談したいと思っても、ためらっていませんか？

ひとりで抱え込むと、頑張りすぎている自分のこころと体の状況を客観的に判断することが難しくなります。不眠、頭痛、腹痛…体がサインを出しているかもしれません。

ひとりで悩まず、医療機関や専門の相談窓口などを利用して、積極的に相談しましょう。

当組合が提供する「こころの健康カウンセリング」は、メンタルヘルスのご相談について、臨床心理士等の心の専門家が、Webや電話によりカウンセリングを行います。

なお、同一臨床心理士等の電話または面談による継続カウンセリングは、年間5回まで無料です。

お気軽にご利用ください

フリーダイヤル

(ハロー みんなの ふくい)

0120-86-3-291

メールでのご相談は、次のURLからホームページを開いてください。
右の二次元コードからもアクセスできます。お気軽にご利用ください。



福井県市町村職員共済組合専用アドレス

<https://consult.t-pec.co.jp/service/f181a6>

福井県市町村職員共済組合のホームページからもアクセスできます。<http://www.fukui-kyosai.jp/>
その場合は、次のユーザー名とパスワードを使用してください。

メンタルヘルス専用アドレス	ユーザー名	パスワード
https://t-pec.jp/websoudan/	863291	863291

★発信アドレスあて回答します。(ご相談内容によっては時間を要する場合があります。)

※プライバシーは厳守されますので、安心してご利用ください。

ただし、生命の危険等、守秘の限界を超えると判断した場合は除きます。

※ご利用者の状況またはご相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。

※ご利用の際の諸条件や地域、内容により、ご要望に添えない場合があります。

厚生労働省ホームページ中 (<https://www.mhlw.go.jp/>)、

「みんなのメンタルヘルス」からも、相談先など

「メンタルヘルス」に関する情報を得ることができます。

「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」」でも相談できます。<https://kokoro.mhlw.go.jp/>

厚生労働省 みんなの

検索

<お問合せ先 健康管理課>

ジェネリック医薬品の活用は医療保険制度を未来につなげます

少子高齢化が急速に進む日本では、今後も医療費の増大が予想されます。

ジェネリック医薬品を利用することで、日本の優れた医療保険制度を維持し、子供たちや次の世代に引き継いでいくことに貢献します。

新薬は開発に長い時間と多くの費用がかかりますが、ジェネリック医薬品は新薬と同じ有効成分を使用するため、開発費用が抑えられるので、低価格です。医療の質を落とすことなく、経済的な負担が軽くなります。

特に高血圧症などの治療が長期にわたる慢性疾患の方におすすめです。



★ ジェネリック医薬品に変更したいときは？

医師や薬剤師にジェネリック医薬品を希望していることを伝え、切り替えの際には、よく相談して、ジェネリック医薬品を活用してください。

<お問合せ先 健康管理課>

リフレッシュ助成券を使って 運動をはじめませんか

春です!

寒い冬の間、新型コロナウイルス感染症の拡大もあり、おうち時間など、じっとしていることが多く、運動不足になっていませんか?

お散歩でも、ストレッチでも良いのですが、共済組合が契約しているスポーツ施設等をのぞいてみませんか?

健康づくり支援事業の一環として、組合員及びご家族が当組合の契約している施設を利用する場合、その利用料金の一部を助成します。ぜひ、運動をはじめめるきっかけにご利用ください。

令和4年度助成券は4月下旬に配布します。

助成券の取扱いについては各施設にお問い合わせください。

ゴルフ練習場



施設名	所在地
印田ゴルフセンター	福井市
藤島ゴルフセンター	福井市
福井グリーン倶楽部	福井市
北陸ゴルフ倶楽部	福井市
アコーディア・ガーデンフクイ	坂井市
武生ゴルフガーデン	越前市
リオ西山	鯖江市
敦賀ゴルフガーデン	敦賀市
小浜ゴルフクラブ	小浜市
ウッドヒルゴルフクラブ	高浜町

スポーツ施設



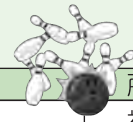
施設名	所在地
ふくい健康の森 けんこうスポーツセンター	福井市
福井市東山健康運動公園	福井市
足羽ふれあいセンター	福井市
あっ宝んど	大野市
フィットネス神明	鯖江市
余熱館ささおか	あわら市
まるおかアクアフィットネスクラブ	坂井市
いきいきプラザ霞の郷 かすみのフィットネス	坂井市
武生中央公園プール NEW	越前市
家久スポーツ公園温水プール NEW	越前市
池田町立クライミングウォール	池田町
ウォーターランド南条	南越前町
若狭総合公園温水プール	小浜市
フィットネスパレア若狭	若狭町
フィットネスセンターアクアマリン	おおい町

・スポーツ施設については、□座振替となる年会費・月会費等には使用できません。
・お風呂等が併設されている場合、お風呂等のみでの使用はできません。

バッティングセンター

施設名	所在地
ビッグ・ワン	福井市
バッティングセンター 福井スタジアム	福井市
北陸バッティング	福井市
北陸バッティングセンター武生	越前市
小浜バッティングセンター	小浜市

ボウリング場



施設名	所在地
スポーツプラザ WAVE40	福井市
フクイレジャーランド ワイプラザ店	福井市

・各施設における卓球・ビリヤードなどの利用料金も助成対象とします。
(ただし、ボウリング場等での貸靴代は原則として助成対象外です。)

※ご利用の際は、必ず令和4年度の助成券を使用してください。

※冬季のアイススケート場及びスキー場は、「共済だより10月号」でご案内します。

アイススケート場「ニューサンピア敦賀」は、5月2日まで営業していますのでご利用可能です。

**「直営保養所 越路 利用助成券」は、共済だより4月号(折込み)と
4月末頃に配布する「リフレッシュ施設助成券」と合わせてお手元にお届けします。**

※従来、共済だより(4月号、7月号、10月号)に折り込んでいましたが、令和4年度の共済だよりへの折込みは4月号のみになります。

☆4月以降、国や県が行う助成事業等とご利用される場合は、この券の助成金額は半額の扱いとなりますので予めご了承くださいませようをお願いいたします。

<お問合せ先 健康管理課>

組合員貯金をご利用いただき ありがとうございます!

令和4年度
組合員貯金利率 **年利0.8%** (半年複利)

※組合員貯金の利率は、毎年4月に見直し年度間適用しますが、金融情勢等の変動を勘案し、変更する場合があります。
令和4年度の組合員貯金利率は、現在の資産状況等を勘案した結果、年利0.8%を据え置きました。
本年度においても、安定的かつ効率的な運用に努めていきます。ぜひ組合員貯金をご利用ください。

組合員貯金残高通知書

3月末利息計算後の組合員貯金残高を記載した「組合員貯金残高通知書」を、4月中旬に所属所を通じて組合員の皆様へお届けします。(任意継続組合員の方にはご自宅へ郵送します。)

令和3度下半期(10月～3月)の入出金状況及び共済組合に登録されている「振込先」を記載していますので、ご確認ください。

払戻スケジュールにご注意ください!



4月29日(金)、5月3日(火)、4日(水)は祝日のため払戻ができませんので、ご注意ください。
払戻請求書は、払戻日の2営業日前までに当組合必着です。

GW前後払戻スケジュール

日	月	火	水	木	金	土
4/17	18	19	20	21	22 26日分締切	23
24	25 27日分締切	26	27	28 5/6分締切	29 昭和の日	30
5/1	2	3 憲法記念日	4 みどりの日	5 こどもの日	6 10日分締切	7
8	9 11日分締切	10	11 13日分締切	12	13	14

■ …払戻請求書の必着日

○…払戻指定日(祝日を除く「火・水・金」曜日)

郵便物の配達日数の繰り下げが行われました

日本郵便におけるサービス見直しに伴い、福井県内宛の郵便物の配達は今日より、1日程度繰り下げられています。

提出期限間際に送付されますと、ご希望の払戻指定日に添えない可能性がありますので、余裕をもってご提出くださいようお願いいたします。

なお、所属所共済組合事務担当課への提出期限についても、併せてご注意ください。

<お問合せ先 総務企画課>

貸付事業からのお知らせ

貸付利率
年利1.26%
 (変動利率)

貸付事業は、組合員のみなさんの住宅購入資金や車、生活必需品の購入、入学、修学、結婚、葬祭など、様々な場面でご利用できます。



貸付一覧表（一部抜粋）

貸付種類		貸付事由
普通貸付		物品の購入で臨時に必要な費用
住宅貸付		自己居住用住宅の新築・増改築・修繕・購入・宅地購入の費用
特別貸付	入学貸付	組合員・被扶養者・被扶養者でない子の入学に要する費用
	修学貸付	組合員・被扶養者・被扶養者でない子の修学に要する費用
	結婚貸付	組合員・子・孫・兄弟姉妹の結婚に要する費用
	葬祭貸付	組合員の配偶者・子・父母・兄弟姉妹・配偶者の父母の葬祭に要する費用

※ 貸付利率は、退職等年金給付の基準利率に伴い変動します。

※ 貸付申込方法等の詳細については、共済組合までお問い合わせください。HPでも確認いただけます。

住宅貸付は
 抵当権設定
不要

要望に応じて
手数料なしで
 繰上償還

返済は安心の
給与天引

今回は「普通貸付」について特集します！

貸付事由	車や生活必需品等の購入のため臨時に資金が必要になった場合
貸付限度額	給料月額×6ヶ月分に相当する額(1万円以上5万円単位。最高限度額200万円)
貸付利率	年利1.26%
償還回数・償還額	償還回数及び月例償還額は、貸付金額に応じて元利均等方式で設定されています。 〈例〉普通貸付100万円を借り入れた場合は、償還回数72回で月例償還額は14,428円です。
申込方法	次の様式と添付書類を調べて、所属所の共済組合事務担当課に提出してください。 様式……「貸付申込書」、「借入状況等申告書」、「借用証書」 ※様式は共済組合事務担当課に備えてあります。 添付書類……見積書または契約書の写 他の金融機関で借入れている場合は、その月例償還額、賞与償還額及び未償還金残高がわかる償還明細書の写 ※必要に応じて上記以外の書類の提出を依頼する場合があります。
申込締切	毎月15日が共済組合締め切りです。審査を通った申込みは申込月の月末に送金します。

【貸付の制限について】

- 1 新規貸付分を含む毎月の返済額(他金融機関等の返済額も含む)が給料月額の30%を超える場合及び年間の返済額が給料年額(給料月額×16)の30%を超える場合は、貸付できません。
- 2 前回の貸付申込みから1年以内の申込み(借換も含む)はできません。
- 3 貸付限度額の70%以上の未償還残高がある場合は、申込時に誓約書、支払後に領収書の提出が必要です。
- 4 他の金融機関からの借入金を返済するための貸付はできません。

〈お問合せ先 総務企画課〉



家庭用常備薬品を特価にて斡旋します!

毎回たくさんのお申込みをいただき、ありがとうございます。

今回は、春先から夏に向けての紫外線対策としてUVケア商品や、夏の虫除け対策商品などを取り入れた医薬品等100品目を特価にて斡旋いたします。

申込みの方法	共済だよりに折り込みの「家庭用常備薬等斡旋」の申込書に購入数・金額等を記入して、FAXまたは郵送でお申込みください。 ※申込先が販売会社へ直接申込みになりましたので、FAX送信先にご注意ください。
申込みの際の注意	①「お名前」及び「お届け先住所」は、必ず記入してください。 ②FAXでのお申込みは、申込書面が裏面にならないように注意して送信してください。
代金の支払方法	商品到着後、同封の振込用紙により、郵便局またはコンビニエンスストアからお振込みください。 ※郵便局で現金で振り込む場合、払込人負担金(110円)の負担がございますので、ご注意ください。
申込締切日	2022年5月26日(木)

お得で便利 特納品(得)

「特納品」とは、健康保険の保険者等が斡旋する医薬品専用の商品なので、薬局やドラッグストアなどの一般店頭での販売は行っていません。

特納品は、市販の医薬品と区別するために容量やパッケージ等の一部が変更されていますが、成分や効能は変わらないので、お買い得であり、家庭用常備薬として常備するのに適したものとなっています。斡旋品目一覧表の金額左横に(得)が付いた商品が「特納品」です。ぜひ、ご利用ください。

少しでもお届けを早くするために直接、販売会社へお申込みいただくことになりました。ご注意ください。



<お問合せ先 健康管理課>

保険募集業務にかかる個人情報の第三者提供について

共済組合が取り扱っている保険につきましては、共済組合と明治安田生命保険相互会社、明治安田損害保険株式会社及び損害保険ジャパン株式会社との間で締結した団体保険契約に基づき実施しています。また、共済組合との業務委託契約により有限会社エル・サポート・福井が保険業務を行っています。

共済組合は皆様の個人情報について、新規資格取得者等への生活サポートプラン等の保険中途加入募集業務のため、適切な安全管理のもと、必要な範囲内で保険会社等に提供(第三者提供)させていただくと同時に、当該情報を保護するために厳正な取扱いを行います。

また、保険会社等に対しては、提供された個人情報の漏洩防止や目的以外の利用を行わないよう義務付け、厳重な管理、指導に努めます。

● 共済組合の取り扱う保険

ア. 生活サポートプラン	イ. 医療保障保険(医療特約)	ウ. Wide医療	エ. 職場復帰支援制度
オ. 三大疾病支援制度	カ. つなぎ積立年金	キ. 傷害総合保険	ク. 所得補償保険
ケ. ゴルファー保険	コ. 団体地方公務員賠償責任保険	サ. 一時払退職後終身保険	シ. リレー定期
ス. 退職後医療保障保険	セ. 退職後三大疾病支援制度	ソ. 一時払退職後傷害保険	

● 共済組合が保険会社等に提供を行う個人データ

ア. 組合員各位の所属所番号、組合員証番号、氏名、性別、生年月日、部課コード、職員番号
イ. 組合員各位の転出・転入情報
ウ. 組合員各位の資格取得・資格喪失・退職予定情報

● 情報提供の手段

文書、共済組合が編集・加工した電磁的記録媒体の送付

● 団体保険契約の申込書及び請求書に記載されている個人情報の取り扱い

利用目的	共済組合から保険会社等に提供される個人データ	情報提供の手段
団体保険契約の事務手続き	保険金請求時の必要書類に記載される個人データ (戸籍謄本に記載される氏名・続柄・本籍地等、住民票に記載される氏名、続柄等)	加入申込書、保険金請求書、戸籍謄本等、共済組合へ提出された書類を送付により提供

個人情報の提供の停止

以上の保険業務遂行にかかる皆様の個人情報を保険会社等に対し提供することに同意されない場合は、お申し出により提供を停止しますので、共済組合へご連絡ください。共済組合の個人情報保護に関する規定に従い対応させていただきます。

なお、この場合は各保険のご案内ができなくなりますので、あらかじめご承知おきください。

※上記「保険会社等」とは、明治安田生命保険相互会社、明治安田損害保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社及び有限会社エル・サポート・福井の4社をいいます。

<お問合せ先 健康管理課>

令和4年度 生活サポートプラン 所得補償保険等 4月1日スタート

制度内容

制度名称	給付内容	退職後継続
生活サポートプラン	死亡または所定の高度障害状態に該当した場合、長期間の年金をお支払いします。	69歳まで継続可能 ※年齢は保険年齢です。 ・継続可能保険年齢 69歳 ・満了時保険年齢 70歳
医療保障保険	病気やケガにより継続して2日以上入院した場合、1日につき3,000円・5,000円・8,000円のうち、ご加入の口数の入院給付金をお支払いします。	
Wide医療	疾病・傷害による手術給付、七大疾病(三大疾病+所定の生活習慣病) ^(注) による入院・手術給付、女性疾病での入院・手術給付等を幅広く補償します。 <small>(注)三大疾病とはがん(上皮内がんを含みます。)、急性心筋梗塞、脳卒中、所定の生活習慣病とは糖尿病、高血圧性疾患、腎臓病、肝臓病を指します。</small>	
職場復帰支援制度	就業不能状態が20日間を超えて継続した場合、給付金をお支払いします。入院だけではなく、医師の指示による自宅療養も対象となります。	退職後継続なし
三大疾病支援制度	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になったとき、急性心筋梗塞・脳卒中で所定の手術を受けられたとき、特定疾病保険金をお支払いします。7大疾病保障特約とがん・上皮内新生物保障特約のそれぞれの特約を付加することで幅広く保障します。	69歳まで継続可能 ※年齢は保険年齢です。 ・継続可能保険年齢 69歳 ・満了時保険年齢 70歳
傷害総合保険	急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより入院・通院・手術等をされた場合、保険金をお支払いします。その他にも賠償責任保険金や介護保険金等の給付もあります。	一時払退職後傷害保険 (保険期間10年間) ※一時払退職後傷害保険と傷害総合保険とは、給付内容が異なります。
所得補償保険	病気・ケガで入院し就業不能となった場合は初日から、自宅療養による就業不能の場合は5日目から、最長1年間の月々の所得を補償します。	退職後継続なし

※制度内容等詳細は、パンフレットをご参照ください。

保険金給付事由

給付事由	制度名								
	生活サポートプラン	医療保障保険	Wide医療	職場復帰支援制度	三大疾病支援制度	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	傷害総合保険	所得補償保険
病気の 場合	死亡	○	○			○			
	高度障害	○				○			
	特定疾病時					○ ^{※3}	○ ^{※7}		
	4疾病					○ ^{※5}			
	上皮内新生物						○ ^{※6}		
	入院		○	○ ^{※1}	○				○
	手術			○					
自宅療養				○				○	
ケガの 場合	死亡	○	○			○		○	
	高度障害	○				○			
	後遺障害							○	
	入院		○		○			○	○
	通院							○	
	手術			○				○	
	自宅療養				○				○
その他			○ ^{※2}					○ ^{※4}	

◎詳細はパンフレットをご参照ください。

- ※1: 三大疾病(がん(上皮内がんを含みます。)、急性心筋梗塞、脳卒中)、糖尿病、高血圧性疾患、腎臓病、肝臓病、女性疾病の場合に給付します。
- ※2: 所定の要介護状態になった場合に介護保険金を給付します。
- ※3: 所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中中で所定の手術を受けられたときに給付します。
- 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複して支払われません。
- ※4: 賠償責任保険金・介護保険金・携行品損害保険金の給付があります。
- ※5: 特約を付加している場合、所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)・慢性腎不全・肝硬変を発病して所定の状態になられたときに主契約保険金の5割の7大疾病保険金を給付します。「急性心筋梗塞」「脳卒中」の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。
- ※6: 特約を付加している場合、所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたときに主契約保険金の1割のがん・上皮内新生物保険金を給付します。
- ※7: 特約を付加している場合、所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたときに主契約保険金の1割を給付します。
(上皮内新生物、脳卒中、急性心筋梗塞は支払対象外)

請求の手順

①請求事由の発生



②事故報告書の提出

事故報告書を有限会社エル・サポート・福井までFAXしてください。
※事故報告書は、更新PR時に配布したポイントブックP19をコピーするか、各所属所の共済組合事務担当課までお申し出ください。



③請求書類の記入・必要書類の準備

「請求書類」が届きますので、請求内容の詳細を記入してください。また、その他の必要書類をご準備ください。



④請求書類・必要書類の提出

必要書類に漏れがないことを確認のうえ、各所属所の共済組合事務担当課または、有限会社エル・サポート・福井へご提出ください。



⑤請求内容の査定、保険金・給付金のお支払い

引受会社により請求内容の査定があります。支払事由に該当された場合お支払いとなります。

福井県市町村職員共済組合 保険事務取扱
有限会社 エル・サポート・福井
〒910-8554 福井市西開発4丁目202番1
福井県自治会館 5F
TEL (0776)28-0413
FAX (0776)21-9982

MY-A-22-他-001592

花咲く麗らかなこの季節

越路でひととき癒しの宿

春料理になりました



❀ ————— 花コース ————— ❀



❀ ————— 月コース ————— ❀



❀ ————— 風コース ————— ❀

※写真はイメージです。
※写真の春料理は5月末までのご提供となります。

【お料理別料金表】(1泊2食/税・サ込み)

大人	閑散期	通常期	繁忙期
風コース	10,400円	11,100円	12,200円
月コース	11,600円	12,300円	13,400円
花コース	12,800円	13,500円	14,600円

福井県市町村職員共済組合の組合員及びそのご家族の方が「直営保養所利用助成券」を使用された場合、1泊2食の料金から閑散期・通常期は4,000円(幼児は2,000円)、繁忙期・年末年始は3,500円(幼児は1,500円)が助成されます。

ご予約
お問い合わせ

TEL:0776-77-3151
FAX:0776-77-3868
HP▶<http://www.koshiji.biz/>

福井県市町村職員共済組合保養所

越路